

様式第4号（第14条関係）

年 月 日

振興局長
様
市長

届出者 氏名
住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名）
郵便番号
電話番号

建設資材廃棄物処理方法等届出書

循環型地域社会の形成に関する条例第21条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等が完了する予定年月日
- 4 再生、処分等の方法

(1) 処分を委託する場合

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建築資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。
- 3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

(2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

- 備考1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。
- 2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。
- 3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。

(3) その他

5 再生、処分等に要する費用

注 各欄に、その記載事項の全てを記載できないときは、各々の欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

(別紙)

石綿関係及び残存物品

	建築物に関する調査の結果	措置の内容
残存物品	☐ 有 () ☐ 無	☐ あらかじめ、発注者に適切に処理するよう説明
特定建設資材への付着物	☐ 有 ☐ 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール 等） ☐ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル 等） ☐ その他() ☐ 無	☐ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置（飛散性石綿の場合）
その他 （特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質）	☐ 有 ☐ 飛散性石綿（飛散性石綿（鉄骨等に吹き付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材 等） ☐ 非飛散性石綿（石綿含有ビニール床タイル 等） ☐ その他() ☐ 無	

様式第 5 号 (第 14 条関係)

年 月 日

振興局長
様
市長

- ☐ 届出者 氏名
☐ 住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称並びに代表者の氏名)
☐ 郵便番号
☐ 電話番号

建設資材廃棄物処理方法等変更届出書

循環型地域社会の形成に関する条例第 21 条第 5 項の規定により、次のとおり変更について届け出ます。

- ☐ 1 工事の名称
☐ 2 工事の場所
☐ 3 再生、処分等が完了する予定年月日

4 再生、処分等の方法

☐ (1) 処分を委託する場合

建設資材廃棄物の種類	委託先の名称	所在地	許可番号等

備考 1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。

2 「委託先の名称」欄及び「所在地」欄には、建築資材廃棄物の処分を委託した中間処理業者又は最終処分業者について記載してください。

3 「許可番号等」欄には、委託先の産業廃棄物処理業許可の許可番号を記載してください。

☐ (2) 自ら処分する場合

建設資材廃棄物の種類	処分の場所	処分内容	許可番号等

備考 1 「建設資材廃棄物の種類」欄には、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものを記載してください。

2 「処分内容」欄には、中間処理及び最終処分の内容を記載してください。

3 産業廃棄物処理業の許可を受けている場合には、「許可番号等」欄に許可番号を記載してください。

☐ (3) その他

☐ 5 再生、処分等に要する費用

備考 ☐ 欄には、変更該当箇所に「レ」を付してください。

様式第 6 号（第 14 条関係）

年 月 日

振興局長
様
市長

届出者 氏名
住所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び商号又は名称
並びに代表者の氏名）
郵便番号
電話番号

通知書

循環型地域社会の形成に関する条例第 21 条第 7 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再生、処分等の方法
- 4 再生、処分等に要する費用

備考 3 及び 4 については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律
第 104 号）第 13 条の書面の写しの添付をもって記載に代えることができます。